江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱

平成１６年３月３１日

１５江区経第１３３７号

（目的）

第１条　この要綱は、産業スクーリング（小学校就学前の幼児又は小学校、中学校若しくは義務教育学校に就学する児童若しくは生徒（以下「児童等」という。）に対する事業場の見学又は職業体験の提供をいう。以下同じ。）を通じて、児童等の地域産業及び経済活動への理解を深めることにより、次代の後継者の育成を図り、もって区内中小企業等の振興に資することを目的とする。

（実施事業所の登録）

第２条　産業スクーリングを実施しようとする区内の事業所（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、江東区産業スクーリング実施事業所登録申請書（別記第１号様式。以下「登録申請書」という。）に、事業所の所在地及び事業内容を確認できる資料を添えて、区長に申請するものとする。

(1)　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者

(2)　江東区中小企業団体登録要綱（平成１０年４月２２日江地商発第２２号）に基づき、江東区中小企業団体名簿に登録されている団体

(3)　前２号に掲げるもののほか、産業スクーリングを実施することが適当であると区長が認める団体

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江東区産業スクーリング実施事業所登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる当該事業所に係る情報（以下「登録情報」という。）を登録する。

(1)　名称

(2)　所在地

(3)　業種

(4)　連絡先

(5)　実施する産業スクーリングの内容

３　区長は、前項の規定により登録を行ったときは、当該事業所の登録情報を公開するものとする。ただし、当該事業所が専ら区の実施する事業に参画して産業スクーリングを実施する場合を除く。

４　区長は、第１項の規定による申請を受けた場合において、当該事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を拒否することができる。

(1)　第１項各号に掲げる要件を満たさない場合

(2)　第４条第１項第４号に掲げる事由に該当する場合

(3)　第４条第１項第４号に掲げる事由に該当することを理由として、同条の規定により登録が取り消された日の翌日から起算して５年を経過していない場合

（登録の変更）

第３条　前条第２項の規定により登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、当該変更の内容が分かる資料を添えて、遅滞なく区長に届け出るものとする。

２　区長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出が登録情報に係るものであるときは、遅滞なく登録簿の登録情報の変更を行う。

（登録の取消し）

第４条　区長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1)　第２条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2)　不正な登録又は行為があったと認められる場合

(3)　登録事業所から、登録の取消しを希望する旨の申出があった場合

(4)　登録事業所が、本事業の実施上、著しく不適格であると認められる場合

２　区長は、前項の規定により登録事業所の登録を取り消したときは、当該登録事業所を登録簿から速やかに削除するものとする。

（補助対象者）

第５条　補助対象者は、次条の補助対象事業を実施した者とする。

（補助対象事業）

第６条　補助対象事業は、登録事業所が、自ら又は区の実施する事業に参画して実施する産業スクーリングとする。ただし、第８条に規定する交付申請の

日の属する年度以前の年度において実施されたものは対象としない。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする登録事業所（以下「申請事業所」という。）は、江東区産業スクーリング事業補助金交付申請書（別記第２号様式）に江東区産業スクーリング事業実施報告書（別記第３号様式）及び受け入れた児童等の数が分かる資料を添えて、区長に申請するものとする。

（交付決定）

第９条　区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては江東区産業スクーリング事業補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により、不適当と認めるものについては江東区産業スクーリング事業補助金交付申請却下通知書（別記第５号様式）により申請事業所に通知する。

２　区長は、前項の交付決定に際し、必要に応じて条件を付することができる。

（補助金の請求）

第１０条　前条の規定により交付決定を受けた事業所（以下「補助事業所」という。）は、前条の規定による通知において指定された期日までに、江東区産業スクーリング事業補助金交付請求書（別記第６号様式）により区長に補助金の交付を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業所に対し、速やかに補助金を支払う。

（決定の取消し等）

第１１条　区長は、補助事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　本要綱、法令又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3)　第４条の規定により登録を取り消されたとき。

２　区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した

場合は、江東区産業スクーリング事業補助金交付決定取消通知書（別記第７号様式）により速やかに補助事業所に通知する。

（補助金の返還）

第１２条　区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

２　前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成２０年３月江東区規則第２４号）の定めるところによる。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和４年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現に江東区産業スクーリング事業実施要領（平成１１年７月２７日江地商第７７号）の規定に基づき、江東区産業スクーリングバンクに登録されている事業所は、この規程による改正後の江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱第２条の規定に基づき登録された事業所とみなす。

別表（第７条関係）

補助金額	一の年度における補助限度額
７００円（１日定額）×受入れ人数	４０万円 ※５事業所以上からなる補助対象者

	の場合は、限度額を１２０万円とする。ただし、同一事業所が重複して補助対象となることはできない。

別記第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

江東区長　殿

江東区産業スクーリング実施事業所登録申請書

下記のとおり江東区産業スクーリング実施事業所として登録されたく、江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱第２条の規定に基づき申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="6">事 業 所</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>業　種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｍａｉｌ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">運営主体</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>代 表 者</td><td>職　名</td><td></td><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">産業スクーリングの内容</td></tr>
<tr><td>実施の形態</td><td colspan="4">☐ 自主実施　　☐ 区の実施する事業に参画して実施</td></tr>
<tr><td>受入れ可能人数</td><td>人</td><td>参加料金</td><td colspan="2">円／人
（上記のほか、材料費実費　　円）</td></tr>
<tr><td>具体的な内容
及び
特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

［添付資料］

☐ 事業所の所在地を確認できる資料

☐ 事業所の事業内容を確認できる資料

別記第２号様式（第８条関係）

年　　月　　日

江東区長　殿

事業所名
所 在 地
代表者名

江東区産業スクーリング事業補助金交付申請書

江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　受入れ人数　＿＿＿＿＿＿名

２　交付申請額

						0	0

※右詰めで金額を記入し、左端に「¥」を記入してください。

３　添付書類
□江東区産業スクーリング事業実施報告書（別記第３号様式）
□受け入れた児童等の数が分かる資料

別記第３号様式（第８条関係）

江東区産業スクーリング事業実施報告書

１　実施日及び受入れ人数

日付	人数	日付	人数	日付	人数	日付	人数
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
／	名	／	名	／	名	／	名
				総　計			名

２　児童等の学齢及び居住地別内訳（分かる場合は記入してください。）

区内未就学	区内小学生	区内中学生	小　計
名	名	名	名
区外未就学	区外小学生	区外中学生	小　計
名	名	名	名
小　計	小　計	小　計	総　計
名	名	名	名

３　学校等の種別及び所在地別内訳（分かる場合は記入してください。）

区内小学校	区内中学校	小　計
校	校	校
区外小学校	区外中学校	小　計
校	校	校
小　計	小　計	総　計
校	校	校

別記第４号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

江東区長

江東区産業スクーリング事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった江東区産業スクーリング事業補助金については、下記により交付することを決定したので、江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、通知します。

記

１　事業名　　江東区産業スクーリング事業

２　交付決定額

					0	0

３　交付請求期限　　年　　月　　日

４　交付条件

別記第５号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

江東区長

江東区産業スクーリング事業補助金交付申請却下通知書

年　　月　　日付であった江東区産業スクーリング事業補助金交付申請については、下記のとおり却下することを決定したので、江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、通知します。

記

［却下の理由］

別記第６号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

江東区長　殿

事業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名称又は氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
本店所在地　江東区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代　表　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿
連　絡　先＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

江東区産業スクーリング事業補助金交付請求書

年　　月　　日付第　　号により交付決定のあった、江東区産業スクーリング事業補助金を交付されたく、請求いたします。

請求額

別記第７号様式（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

江東区長

江東区産業スクーリング事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付第　　号による江東区産業スクーリング事業補助金の交付決定については、下記の理由により（全部・一部）を取り消すことを決定したので、江東区産業スクーリング事業補助金交付要綱第１１条第２項の規定に基づき、通知します。

記

［取消しの理由］